

21日獣発第233号
平成22年1月5日

地方獣医師会会长 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久
(公印及び契印の押印は省略)

感染症法に基づくサルの輸入地域へのカンボジア王国の追加等 について

のことについて、平成21年12月22日付け健感発1222第1号をもって、
厚生労働省健康局結核感染症課長から、別添のとおり通知がありましたので、
貴会関係者への周知をお願いします。

このたびの通知は、一定の手続下において、サルを輸入できる地域にカンボジア王国を追加する（今後、農林水産省においてカンボジア王国政府と衛生条件を締結後、同国からのサルの輸入は可能となる）こととして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部改正を行い、平成21年12月22日に公布、同日施行されたことについて、都道府県衛生主務部長あて関係者への周知を求めたものです。

(注) 本件内容の問い合わせは、駒田事務局主任までお願いします。

写

健感発1222第1号
平成21年12月22日

社団法人 日本獣医師会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省・農林水産省令第2号）が、本日公布、施行されたことから、別添のとおり各自治体あて通知したところです。

つきましては、本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知に關し、特段のご配慮をお願いいたします。

21.12.24
1392

写

健感発1222第1号
平成21年12月22日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省・農林水産省令第2号）は、別紙のとおり、本日公布、施行されたところである。

その概要等は、下記のとおりであるので、了知の上、関係者に対して周知いただきたい。

記

1 概要

一定の手続下において、サルを輸入できる地域にカンボジア王国を追加した。

2 留意事項

今後、農林水産省においてカンボジア王国政府と衛生条件を締結することとされており、同国からのサルの輸入はそれ以降可能となるものであること。

3 施行期日

公布日から施行する。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照
条文

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
	(輸入禁止地域) <p>第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「法」という。) 第五十四条第一号の厚生労働省令、農林 水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる指定動物につき 、相当下欄に掲げる地域とする。</p>	(輸入禁止地域) <p>第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「法」という。) 第五十四条第一号の厚生労働省令、農林 水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる指定動物につき 、相当下欄に掲げる地域とする。</p>
指定動物	地域	地域
イタチアナグマ、コウモリ、タヌキ、ハクビシン、プレーリー・ドッグ及びヤワゲネズミ サル	すべての地域	すべての地域
イタチアナグマ、コウモリ、タヌキ、ハクビシン、プレーリー・ドッグ及びヤワゲネズミ サル	すべての地域	すべての地域
一 アメリカ合衆国 二 インドネシア共和国、ガイアナ協同共和国、カンボジア王国、スリナム共和国、中華人民共和国、フィリピン共和国及びベトナム社会主義共和国	すべての地域 (試験研究機関又は動物園 (感染症を人に感染させるおそれがない 施設として厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定したものに限る。)において業 として行われる試験若しくは研究又は展示の用に供されるものにあつては、次に 掲げる地域を除く。)	すべての地域 (試験研究機関又は動物園 (感染症を人に感染させるおそれがない 施設として厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定したものに限る。)において業 として行われる試験若しくは研究又は展示の用に供されるものにあつては、次に 掲げる地域を除く。)